

2020年3月

お客様 各位

豊橋信用金庫

### 外国送金取引規定の改定のお知らせ

平素は、当金庫に格別のご愛顧を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、2020年4月からの民法改正および、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を踏まえ、外国送金取引規定を改定いたします。

なお、改定後の外国送金取引規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用いたします。

誠に勝手ではございますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 改定する規定

外国送金取引規定

#### 2. 改定の開始時期

2020年4月1日（水）

#### 3. 主な改定内容

(1) 以下の条項を新設いたします。

- ① 「送金資金の源泉を立証する書類の提示」
- ② 「取引内容照会時における受取人の情報提供」
- ③ 「手数料変更」
- ④ 「取引内容照会時における送金依頼人、受取人等の情報提供」
- ⑤ 「規定の変更」

(2) 以下の条項の内容を追加・変更いたします。

- ① 「外国為替法、OFAC規制等に該当する場合の送金契約の解除、免責等」

以上